

○真鶴町立中川一政美術館運営基金条例

平成24年6月15日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、真鶴町立中川一政美術館運営基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 真鶴町立中川一政美術館運営整備事業に充てるため、真鶴町立中川一政美術館運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金に積立てる額は、基金の趣旨に沿う寄附金及び基金の運用から生じる収益金で、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第7条 町長は、基金の目的を果たすべき事業の経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。